

## 公園緑地部が発注する業務委託契約に係る 最低制限価格の留意事項について

公園緑地部が発注する業務委託契約に係る最低制限価格の留意事項については、次のとおりとします。

なお、最低制限価格を下回った場合その札は無効となり、失格となりますので、ご注意願います。

- 総価契約と単価契約(=処分費)の複合契約の最低制限価格は、総価契約とする委託価格(税抜)に60%を下回らない率を乗じた金額に、単価契約(=処分費)の合計金額(税抜)を合わせ、消費税及び地方消費税を加算した金額です。
- 複数単価契約の最低制限価格は、各工種の経費込設計単価(税抜)にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計に60%を下回らない率を乗じた金額に、処分費合計金額(税抜)を合わせ、消費税及び地方消費税を加算した金額です。  
なお、処分費がない業務の最低制限価格は、各工種の経費込設計単価(税抜)にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計に60%を下回らない率を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額です。

☆案件の詳細情報につきましては、入札公告にて「積算・入札等における留意事項」を必ずご確認ください。